

東アジア国際秩序変動と安倍政権の安全保障政策

遠藤 誠治

成蹊大学法学部教授

はじめに

安倍政権は、2014年7月1日、憲法上不可能とされてきた集団的自衛権の行使を可能とする憲法の解釈変更を閣議決定した。この解釈変更は、戦後日本が積み重ねてきた安全保障政策の根幹部分のみならず、平和主義国家としての戦後日本の国家像の根本的な転換につながりうるものである。そうした国の基本的な姿の転換は、狭義の憲法そのものの変更ではないにしても、広義の憲法の変更を意味する。また、今後行われる憲法の解釈変更に実質を与えるための法整備の内容次第では、憲法9条が空文化する可能性も大きい。こうした転換を、国会における開かれた議論を経ずに、与党間での協議をふまえただけの閣議決定によって行うことには、立憲主義の原則を全く無視したものといわざるをえない。

さらにいえば、この憲法解釈の変更の閣議決定に至るまでの議論や意思決定のプロセスも、適切さ

や真摯さを欠いていたように思われる。例えば、安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が、今回の憲法解釈の変更が必要かつ適切であるとする論拠を提示したとされているにもかかわらず、この懇談会のメンバーから熟議が行われていないと批判の声が上げられた（朝日新聞 2014a）。また、体系性を欠いているのみならず、現実に起こりうる事態を十分反映しているとはいえない事例がいくつも挙げられ、集団的自衛権の行使が必要であるとの主張の根拠とされた（水島 2014a, 2014b）。かと思えば、5月15日に行われた記者会見で、安倍首相自身が国連の集団安全保障における武力行使に関する問題は、今回の解釈変更の対象とはしないと明言したにもかかわらず、6月20日の与党協議の中で自民党からこの問題を対象とするという主張が出てきた。その後には、国連の集団安全保障に関する問題は今回の解釈変更の対象とはしないとの方針転換がなされ、さらに、閣議決定後に、安倍首相自身が国連の集団安全保障措置による武力行使にも解釈変更が適用されるとの考えを示した¹。

そして、国のあり方や安全保障政策の根本部分に関わる大きな転換を行ったにもかかわらず、閣議決定後、安倍首相も連立与党の公明党も、戦後日本の平和主義に根本的な変化ないと主張している。今回の憲法解釈の変更によって、切れ目のない安全保障政策を整備する準備が整い、それによつて日本の抑止力はますます強化されたと自画自賛す

えんどう セイジ

東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了。修士（法学）。専門分野は、国際政治。1988年東京大学法学部助手、1991年成蹊大学法学部専任講師、1993年同助教授を経て2001年より現職。共編著に、『普天間基地問題から何が見えてきたか』（岩波書店、2010年）、『グローバル対話社会—力の秩序を超えて—』（明石書店、2007年）、『グローバル・ポリティクス—世界の再構造化と新しい政治学—』（有信堂、2000年）など。

る一方で、平和主義の原則は変化していないというのである。つまり、憲法の解釈を変えたが、平和主義の原則には変化がない、しかし、安全保障政策上の効果は絶大であるという、不可解な議論が展開されているのである。

このように、安保法制懇の答申作成から閣議決定に至る過程は、憲法の解釈の変更が必要であるとともに、日本の安全保障政策に関する検討すべき多様な問題を幅広くまた深く考慮した上で、憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を容認することが必要である理由を国民に真摯に説明するというよりは、多様な目くらましの議論を繰り出しつつ、本来必要な議論を回避して、実質的に憲法の内容の転換を実現していくとしているという印象を強く残した。つまり、本来議論されるべき問題点が十分議論されないままに、政策の変更と戦後日本の国家像の転換が進められているように思われるのである。

筆者の観点から見ると、安倍政権の安全保障政策は、集団的自衛権行使容認の問題に限定されず、より幅広い問題領域における政策変更をともなって展開している。それらは総体として、平和主義の立場から維持されてきた戦後の原則からの離脱を進めるものとなっている。そして、これらの問題を立憲主義の原則の無視という論点に限らず、安全保障政策の実質に関わるものとして検討していく必要があるようと思われる。その際、安倍首相個人や安倍首相を支える日本の中の保守的な政治勢力と、外務省や安保法制懇のメンバーの多くが採用していると思われる親米＝日米安保基軸派との間にある政策指向性の相違についても確認しておく必要があるだろう。さらに、今後変動していく東アジアの国際秩序の中で、中国という巨大な力の塊とどのように向き合っていくのか、という中核的な論点も避けて通ることはできないようと思われる。

本稿では、こうした論点の検討を通じて、来年かけて継続していく、日米防衛協力のためのガイドラインの改定、集団的自衛権行使容認の閣議決定に対応した関連諸法の整備の過程で起こる国会および公共空間における論争において取り上げるべき論点を整理しておきたいと考える。以下では、

まず、閣議決定の文言について若干の検討を加えた上で、集団的自衛権の行使を可能とするよう憲法解釈の変更を推進してきた人々の考え方の背景にある論理と、安倍首相の個人的な政治的指向性の間にあるズレの問題を検討する。さらに、安倍政権の下で進められてきた、様々な政策転換が東アジアの秩序転換においてもつ意味を検討する。さらに集団的自衛権の行使容認をめぐる議論に見られる、対立勢力相互間の無理解について検討する。最後に、とりわけ中国との関係作りを念頭に、東アジアにおける、秩序形成的な対外政策の可能性について若干の検討を行って本稿を閉じることにしたい。

7月1日閣議決定に関する若干の考察

「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備」と題された閣議決定は、既に論じたように、大きな変化をもたらしたはずであるにもかかわらず、日本の平和主義の原則に変化はない、というのが安倍政権の立場である。議事録で強調されているのは、様々な事態に対して切れ目のない対応を可能とするような安全保障法制の整備であり、1. 武力攻撃に至らない侵害に対する対処、2. 国際社会の平和と安定への一層の貢献、3. 憲法9条の下で許容される自衛の措置について、それぞれ必要となる国内法の整備の方針が示されている。閣議決定の文言に着目するならば、従来の国の政策との整合性や連続性を強調しようとする姿勢が顕著であり、大きな転換を成し遂げるというよりは、必要最小限の転換であることを強調する言葉遣いが特徴的である。

最も重要な転換であるはずの集団的自衛権の問題は、一見したところ、従来の個別的自衛権の行使の要件に最低限の変更を施したに過ぎないよう表現されている。従来は、日本が直接攻撃された場合の個別的「自衛権発動の3要件」として、(1) 自国に対する急迫不正の侵害があり、(2) この侵害を排除するために武力を行使する以外の他の適当な手段がない、(3) その際に行使されるのは侵害してくる側による攻撃を排除する上で必要最小限度の実力にとどまる、ということが想定されていた。

今回の閣議決定では、「他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によつては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る」とした上で、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には、「必要最小限度の実力を行使することは、(中略)自衛のための措置として、憲法上許容される」として、解釈の変更を正当化している。そして、憲法上許容される「武力の行使」が、国際法上は集団的自衛権が根拠となることはあっても、憲法上は、あくまでも、「我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置としてはじめて許容されるものである」として、あくまでも自衛の範囲にとどまることを強調し、従来の個別的自衛権を行使する3要件のうち、(1)に様々な限定を加えた上で変更を加えた、個別的自衛権の必要最小限の拡張という形をとっている。このような限定の下で許容されているのは、従来の政策との整合性・連続性がある集団的自衛権の「限定的行使」なのだから、日本が他国の戦争に巻き込まれるという危険はないというのが政権および与党の考え方である。

変更された要件の解釈を行うのが、その時々の政権である以上、このような制限では十分ではないと考えるか、このような限定はその時々の政権が恣意的に行動することを許容していないと考えるのかによって、武力行使を可能な限り制限的に行うための十分な縛りになつているかどうかの判断が分かれることになる。他方で、このような集団的自衛権の「解禁」は、従来からアメリカが期待していたようなものとどれくらい整合性があるのかが、今後、様々な局面で試されることになっていく。個別的自衛の必要最小限の拡張という解釈にこだわれば、高まっているアメリカの期待を満たすことはできず、その時々の政権が緩めに解釈していくけば、日本が他国の戦争に巻き込まれる可能性が高まることになる。その意味で、憲法の新しい解釈自体をどのように解釈するかによって、全く異なる帰結がもたらされる可能性がある。

他方で、1のいわゆるグレーゾーンに関しては、「米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合を想定し」、自衛隊による必要最小限の武器使用を許容できるよう法整備を行うとしている点が目を引く。さらに、2の「国際社会の平和と安定への一層の貢献」においては、武力行使と一体化せず、「非戦闘地域」においてのみ許容されていた後方支援活動の範囲を緩和し、「現に戦闘行為を行つてゐる現場」ではない場所でならば兵站を担うことは可能であり、「現に戦闘行為を行つてゐる現場」では支援活動は実施しないと主張している。しかし、「現に戦闘行為を行つてゐる現場」が「非戦闘地域」より非常に狭く、自衛隊が実際の武力行使の現場に近接する所まで入り込むことになる以上、紛争に巻き込まれるリスクは大いに高まることになる。狭義の自衛権の延長上に最低限の拡張を許容するという形をとっている集団的自衛権の方の問題とは異なり、むしろ、こちらのカテゴリーにおけるリスクが高まる可能性が大きいように思われる。閣議決定がこれらのカテゴリーから議論を始めているのは、現政権の関心の在処を反映しているといえるだろう。

いずれにしても、政府の憲法解釈を変更する閣議決定をどのように解釈するかによって、大きく異なる帰結がもたらされるといわざるをえず、閣議決定が開いた問題領域は非常に大きい。そして、閣議決定の文言は限定的であるとしても、その後の議論では、集団的自衛権の行使を容認する現実的な可能性は広がりつつあるように思われる（朝日新聞2014b）。今後は安倍政権自身の行動を閣議決定の文言で縛るという倒錯した展開すらありえないわけではないかもしれない。

集団的自衛権行使容認論と 日本のナショナリズム

安倍政権において、アメリカの期待に応えるように集団的自衛権の行使容認を達成しようとしてきたのは、外務省や日米安保を基軸として日本の外交・安全保障政策を展開しようとする人々である。彼らの懸念の由来は、湾岸戦争において、アメリカが日本に対する軍事的な貢献を期待していたにもかか

わらず、日本が資金的な支援以外のことをなしえず、アメリカの強い失望を招いたということ、その後も、アメリカの日本に対する軍事的な貢献の期待が高まっているにもかかわらず、日本が憲法上の制約のために、その期待に応えてこなかったという点にある。他方、現状及び未来を見通すならば、中国が政治経済的に台頭し、豊富な資金力を背景に軍事的能力も急速に高めていく中で、イラク戦争やアフガン戦争に由来する政府債務を削減するためにアメリカの軍事予算の大幅削減が続き、アメリカの軍事的な対中優位が縮小する結果として、アメリカの抑止力の信頼性が揺らぐ可能性がある。

そして、アメリカと中国の間に経済的な相互依存関係が深まる一方で、日本の政治経済的な重要性が相対的に後退すると、アメリカの対日コミットメントが確保されうるのかどうかすら明らかではないという事態に至るかもしれない。こうした事態に立ち至る前に、アメリカの軍事的な能力を補完する日本の役割をより大きく明示的なものとし、日本の防衛に対するアメリカのコミットメントに揺らぎが生じないような仕組みを確立しておく必要がある、というのが、集団的自衛権の行使容認論の背景にある論理であろう。また、中国の軍事的能力の向上や北朝鮮の核武装などに直面して、日本の外交上の政策手段として、自らの軍事的能力の向上を必要としているという面もある。しかし、実際には、正面切ってアメリカの信頼性を疑問視する議論を展開することが難しいためか、集団的自衛権の行使によって、日本の安全がどのように高まるのかということを具体的に論ずる議論は少ない。

他方で、安倍首相個人の政治的アジェンダは、靖国神社参拝や河野談話の見直しなどに表現されているように、まさに、「戦後レジームからの脱却」にあると見てよいであろう。それはアメリカが日本に対して正しい戦争を戦い、その戦争における勝利の帰結として日本の民主化を推進したこと、そして、アメリカの設定した戦後レジームの中で戦後の日本がたどってきた途を必ずしも是とせず、日本の植民地支配やアジア太平洋戦争それ自体を誤った行為と位置づけず、国のために命を賭けるような愛國主

義者がいることが望ましいとする感情論を背景としている。こうしたアジェンダに共鳴する政治勢力は、一方においてはアメリカとの連携関係を重視しつつも、潜在的には対米自立の心性を根深く備えている。彼らが、集団的自衛権の行使を追求するのは、それが戦後憲法の課した制約を乗り越え、普通の大國として軍事的能力を高めるための有効な経路となっているからであろう。

現在の安倍政権では、こうした二つの異なる勢力が集団的自衛権の行使容認を推進しようとしてきたが、これら二つの勢力の間には、とりわけ対米関係において、大きく異なる姿勢が現れる。安倍首相の靖国神社参拝へのこだわりがその最たる例である。その他にも、アメリカの観点から見れば、中国との複雑な関係を管理していくためには、密接な関係にある日本が韓国と良好な関係を維持していることが望ましい。そして、日本の親米派も同じように考えているが、「戦後レジームからの脱却」派は、対米関係や対韓関係の悪化を重要な政治的リスクとはみなしておらず、むしろ靖国問題や「従軍慰安婦」問題などで譲歩することを嫌う傾向が強い。その意味で、「戦後レジームからの脱却」派は、戦後民主主義が基礎してきた人権や民主主義よりも戦前の歴史の見直しを価値とすることで、アメリカを含む周辺諸国からの孤立をも招きかねない危険をはらんでいる。

アメリカのオバマ政権は、安倍首相自身の志向性やこうした政治勢力の存在をふまえて、日本に対して周辺諸国との関係改善を強く求めてきたが、その努力は実ってはいない。むしろ安倍政権は、アメリカも韓国も現状での北朝鮮との取引には否定的な姿勢をとっている中、北朝鮮が繰り返すミサイル実験をものともせず、北朝鮮との対話を進める独自外交で答えていくように見える。

活発化する安倍外交と 日本の平和主義の変容

安倍政権の外交は、非常に活発である。首相がヨーロッパから、アフリカ、アジア、オセアニアなどの諸国を積極的に訪問し、日本が備えている自由・

民主主義・人権という価値をてこに、中国との相違を強調することで、日本と諸国の友好協力関係を強化・演出しようとしている。他国に関する露骨な非難をともなう外交は、必ずしも賢明とはいえないが、中国との対抗関係において友好国を増やすことが必要であるとの姿勢は明白である。

こうした安倍政権の外交は、従来の日本の平和主義の原則を転換する動きと連動している。すなわち、紛争当事国や紛争の恐れのある国に対して基本的に武器輸出を禁止してきた武器輸出3原則は撤廃され、防衛装備移転3原則に転換された。武器輸出3原則の緩和自体は安倍政権に始まったことではなく、アメリカとの間の兵器の共同開発などに際して案件ごとに緩和措置がとられてきていた。しかし、安倍政権では、3原則そのものが撤廃され、むしろ他国との兵器の共同開発が積極的に推進されようとしている。また、現在、政府開発援助（ODA）大綱が見直されつつあり、その中では、ODAの軍事目的への利用の道が開かれようとしている。いずれも、技術の変容により軍事用と民生用との境界線を引くことが以前ほど容易ではなくなってきたという事情を背景としているとはいえ、平和国家の基本原則の変容が進められ、それが外交上の重要な手段となっている。そして、安倍政権の下では、原発事故を経験した日本が、事故の帰結への対応もままならない中で、原発輸出も積極的に展開しようとしている。こうした動きは、グローバルな資本の連携関係の中で起こっていることでもあり、単純に日本のナショナリズムの表現とは言い切れない。しかし、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」外交の現実は、集団的自衛権の行使容認以外の側面でも、戦後日本の平和国家の原則を多様な形で掘り崩すものとなっている。

日米安保基軸派と護憲派の相互無理解

日米安保を基軸に日本の外交と安全保障を追求しようとしている勢力の中には、安倍政権のナショナリスティックな潮流に警戒感を持つている人々が少なくはない。他方で、アメリカに対する積極的な従属自体に価値があると考えるほど単純な人々でもな

い。むしろ、中国の台頭を非常に深刻に受け止め、日本の安全と存立を確保するためには、中国との切実な競合・摩擦関係にある日本の安全保障にアメリカを巻き込む必要があり、場合によっては日本はアメリカに巻き込まれてもよいと考えている。

そしてアメリカの対日コミットメントを確保するために、辺野古での海兵隊基地の新設も推進されようとしている。鳩山民主党政権のみならず、それ以前の自民党政権も含めて、歴代政権の下では、沖縄県民の持続的な抵抗によって、普天間基地の辺野古への移設は事実上不可能とされてきた。しかし、安倍政権の下では、この計画が再生され、建設が強行されようとしている。多くの人々が指摘してきたように、沖縄県に海兵隊基地が存在していることと、アメリカ軍による抑止力の維持の間には論理的な関係は存在しない（屋良 2012）。むしろ、中国の軍事技術の向上にともない、沖縄にある米軍基地は、攻撃対象となる可能性が高まりつつあるため、米軍としては、グアムやオーストラリアを含む地域に兵力を再編成・配置することで、東アジアにおける効率的な軍事力の運用を図ろうとしている面がある。

それにもかかわらず沖縄に米軍基地が維持され、その機能が強化されようとしているのは、日本政府が、アメリカの日本へのコミットメントを確保することを優先してきたためだという面がある。つまり、米軍の移転や規模の縮小が、アメリカの日本や東アジア地域へのコミットメントの弱体化を示すという誤解を与えないように、日本に引き留めておくという考え方である。このように集団的自衛権の行使のみならず、日米安保を基軸として日本の安全保障や外交の展開を構想している人々は、単純化していえば、日本の安全保障にアメリカを巻き込むことを課題としている。

これに対して、アメリカの中には、日本全体の安全保障にアメリカが責任をもつことに疑問はもたないまでも、尖閣諸島のように人も住んでいないような島嶼を防衛するためにアメリカ軍が巻き込まれることを恐れる声も聞かれる。つまり、アメリカの中に、日本に巻き込まれることを恐れる人々がいるということである。

それに対して、日本で集団的自衛権の行使に批判的な立場をとる人々は、日本の安全保障に直接は関係のないアメリカの戦争に日本が巻き込まれることを危惧している。そして、こうした人々にとっては、イラク戦争やアフガン戦争に日本が関与せず、民生用の支援に徹したことによって、むしろ平和愛好国家としての日本の評価は高まってきたのだから、日本の安全を確保するためには、当然ながら、集団的自衛権の行使を容認するようなことがあってはならないのである。

こうして、日本の安全保障を確保する方法をめぐつて、日米安保基軸派のようにアメリカを巻き込みたい人々と、護憲派のようにアメリカに巻き込まれることを恐れる人々の間では、同じ世界の住人とは考えられないくらい、前提条件や現状について異なる認識がある。筆者から見ると、前者は、対中軍事関係における劣勢を過度に懸念しているのみならず、アメリカが日本を見捨てる可能性について過剰に心配しているように思われる。確かに尖閣諸島限定の紛争に関して、アメリカが日本を救いに来るかという点について不安がないわけではないが、日本全体の安全が危険にさらされる場合に、アメリカが日本を見捨てるということは、アメリカが自らグローバル・パワーであることを捨てることを意味するであろう。それは少なくとも、直ちに起こりうる事態ではない。

他方で、護憲派の人々は、中国の台頭に関する敏感さを欠いているように思われる。確かに、中国が直ちに日本本土に攻めてくることへの対処を第一義的な課題とするような日本の安全保障政策が現実的なものであるとはいえないだろうが、他方で、日米安保派の人々が懸念する中国の台頭がもたらす地域秩序の変容は現実的な問題であり、日本からも多様な対処方法が構想され実施されていく必要があることはいうまでもない。そして、日本が戦争に巻き込まれるような事態に懸念を抱いている人々の多くも、中国の台頭にどのように対処すれば良いのか、という点への解答がない限り、護憲派の問題設定にだけ依拠して安心するわけにはいかない、というのが現状ではないだろうか。

そして、日米安保派にとっても護憲派にとっても盲

点となっているのは、日本国内のナショナリスティックな傾向が助長されることで、日本自身が東アジア地域の不安定要因になりはしないかという問題点であるように思われる。

日本の経験をふまえた安全保障政策の可能性

世界第2位の経済を誇る中国と、第3位の日本が、互いに相手を批判しつつ、対話の機会を作ろうともしていない現在の東アジアの状況は、安定からはほど遠い。安倍政権は、台頭する中国に対処するために、中国との間の外交を考慮に入れず、日米安保の強化、自国の軍事力の強化、平和国家の原則を捨ててのような転換を通じて対処しようとしている。ひと言でいえば、抑止力の強化を課題としているといえるだろうが、抑止力の強化とは、他国に与える脅威を大きくすることに他ならない。つまり、相手への抑制力が十分はたらくように脅す力を強化することだ。

この方法論に欠落しているのは、相手側への想像力である。脅威を感じる相手側は、同じように日本に対して抑止力を強化するという行動をとるだろう。つまり、信頼に足る脅しの力を確保しようとするだろうということである。そうしてお互いに脅す力を強化し合う関係がもたらすのは、らせん状に昂進していく相互不信に他ならない。その際、国力の成長の度合いを考えると、少なくとも短期的には中国の方が優勢であり、脅す力の成長競争では日本は不利な立場に立たざるを得ない。従って、アメリカに依存し、アメリカを巻き込むというのが日米安保派の解である。

他方で、日本が専守防衛に徹し、攻めていく意思や能力がなければ中国は攻めては来ないし、こちらが善意で接していれば、お互い理解し合えるはずであると考えるのが従来の護憲派であるが、それだけで果たして十分なのかという疑問をぬぐうことはできない。

アメリカは、日本のように中国との対抗関係だけを想定して対中関係を構想しているわけではない。むしろ、多様な試行錯誤を通じて、中国を理解し、中

国との間で共通の基盤を組み立てる努力を続けている。その試行錯誤は、単純かつ短期間に成果をもたらすわけではないだろうが、相互利益を確認しつつ、戦争を回避しながら、信頼関係を築くためには、地道な努力を積み重ねていくしかないように思われる。少なくとも、現在の日本は、アメリカとの間ですら、中国を含む東アジアの望ましい地域秩序とそれを構築していくための方法論に関する対話を十分に展開しているわけではない。それ自体が問題だといえるだろう。

日本が自らの経験に照らして主張しうるのは、少なくとも自らは他国を脅威にさらさないことによって、地域に安定をもたらしてきたという実績ではないだろうか。その経験は十分理論化はされていない。しかし、ただでさえ相互不信が強い東アジアの国際関係において、戦後日本は、自らが攻撃的な姿勢をとらないことによって、軍拡競争や相互不信の昂進を回避し、地域の安定に貢献してきたといえるだろう。そして、現在の日本も、その資産をより積極的に用いるべきであろう。中国からなされる歴史を忘れた日本という批判に対して、戦前の日本は悪くないと強弁するのではなく、戦後約70年にわたって、他国と戦争をしなかった歴史を誇るべきだろう。そして、抑止力の強化一辺倒で相互不信を昂進させていくのではなく、相互理解の基盤を作るようなイニシアティブを日本から展開していく必要があるのではないかだろうか。

さらにいうならば、環境でも、漁業でも、少子化、高齢化でも、東アジアの諸社会が共有している問題は数多く存在している。それらの問題をどんどん取り上げて、東アジア諸国共同の取り組みを地道に展開していくことが必要である。日本は攻めていかないという一方的宣言をすれば事足りるわけではなく、相互の不信と相互無理解を前提として、相互理解と共同利益の可能性を広げていく自覚的な努力を展開していくことが、現在の東アジアにおいては必要だと思われる。そして、東アジア諸国共通の課題への共同対処は、各国社会の安定と持続可能性を高めるとともに、人と社会の交流の蓄積をもたらすであろう。現在の中国が、そうした共通課題への

取り組みを展開するだけで、協調的な外交姿勢へと転換するだろうと期待することはできないであろう。しかし、相互不信を前提とし、さらに不信をあおることを繰り返す先にある危険を考えるならば、相互の不信を軽減する努力を地道に続けていくことが大事だと思われる。

中国の台頭は、国際政治システム全体および東アジアの国際関係の巨大なシステム変化に他ならない。この変化を平和的に乗り切っていくことは、きわめて困難である。その困難な課題を前に、理念をもつて自覚的に取り組んでいくだけの実力を日本社会は備えているのではないだろうか（三谷 2014）。■

《注》

1 主たる問題は、集団的自衛権の行使として機雷掃海作業を行っているうちに、国連安保理決議が出されて、同じ活動が国連の下での集団安全保障上の活動となる場合には、自衛隊は活動を休止しなければならなくなるのか、という点であったとされている。確かに、そうした活動の国際的な正当性は、集団的自衛権の下におけるよりも、集団安全保障体制の下での方が高いが、いずれの範疇に入つても、機雷の掃海活動は相手国からは日本による武力行使とみなされうるという点は確認しておく必要がある。

論理的には、国連の集団安全保障体制の下での武力行使に参加するのかしないのか、という論点は、国際的な平和への貢献に日本がどのような形で関わるのかという観点から見てきわめて重要である。その点に関する議論が定まらないまま、首相の判断が既成事実化していくことの問題は大きい。柳澤 2014、半田 2014などを参照。

《参考文献》

- 朝日新聞（2014a）「法制懇「熟議なき」結論 集団的自衛権行使容認求める報告書」5月15日朝刊。
- 朝日新聞（2014b）「首相、見解踏み込む 集団的自衛権、閣議決定した後に… 議事録を公開」7月23日朝刊。
- 遠藤誠治（2014）「集団的自衛権の行使と日本の安全保障」『月刊自治研』第56巻658号：pp.10-16.
- 半田滋（2014）『日本は戦争をするのか—集団的自衛権と自衛隊』岩波新書。
- 水島朝穂（2014a）「安保法制懇の『政局的平和主義』：政府解釈への『反逆』」『世界』5月号：pp.80-92.
- （2014b）「虚偽と虚飾の安保法制懇報告書：『背広を着た閨東軍』の思考」『世界』7月号：pp.98-110.
- 三谷太一郎（2014）「安全保障を考える 同盟の歴史に学ぶ」『朝日新聞』6月10日朝刊。
- 柳澤協二（2014）『亡国の安保政策—安倍政権と「積極的平和主義」の罠』岩波書店。
- 屋良朝博（2012）『誤解だらけの沖縄・米軍基地』旬報社。